

規制改革事項の概要

創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

(国家戦略特別区域法 第16条の6)

規制改革の内容

特例措置前

創業のため入国するには、入国時に、

- ・事業所の確保
- ・2人以上の常勤職員 又は
500万円以上の出資金等

の要件確認が必要



特例措置

自治体が、事業計画を認めれば、入国時の要件確認を、6月間猶予



効果

外国人起業家等の受入れ促進

規制改革の概要

海外

日本で
創業!

創業希望
外国人

【創業を希望する外国人】
自治体に事業計画を
提出、確認

入国(上陸)審査



【通常求められる要件】

- 事業所の確保
- 2人以上の常勤職員
or 500万円以上の出資金等

6月以内に
満たせばよい!

特例

上陸
許可
(6月)

創業活動

在留審査 (期間更新)

要件確認

在留継続

6月

創業外国人材の事業所確保要件の緩和

(令和2年3月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン)

規制改革の内容

特例措置前

- 創業外国人材の特例では、入国時に、6か月以内に事業所を確保する見込み等が要件。
- 入国から6か月以内に確保が求められる事業所の対象として、コワーキングスペースやシェアオフィスは認められていない。

特例措置

一定の要件を満たせば、1年間に限り、自治体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィスでも事業所として認める

効果

外国人起業家等の更なる受入れの促進

規制改革の概要

日本で創業するための入国(上陸)審査



在留資格「経営・管理」の要件

- 事業所の確保
- 2人以上の常勤職員
or 500万円以上の出資金 等

上陸許可

6か月以内に両方満たせばよい!

既存特例

6か月



日本で創業活動!

在留継続(在留期間更新)のための審査

在留期間更新

事業所要件は1年間だけコワーキングスペース等でもよい!

新特例



事業活動の継続へ!

起業準備活動期間の延長

(令和4年12月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン)

規制改革の内容

特例措置前

創業外国人の特例では、

- ・入国(上陸)
- ・在留資格「留学」からの在留資格の変更をする外国人を対象としている。

特例措置

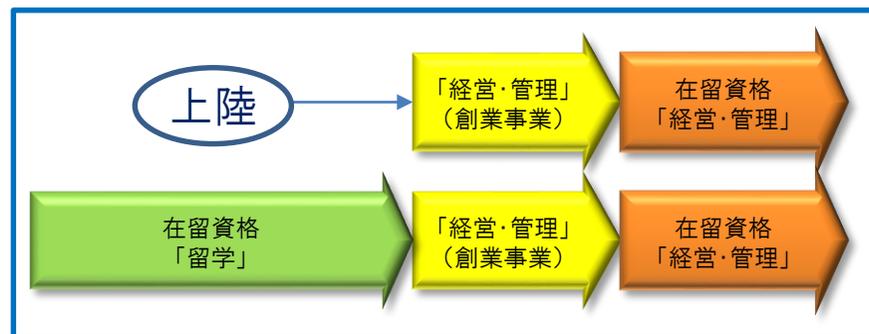
外国人起業活動促進事業(経済産業省事業)の期間内に起業に至らなかった外国人が、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用することを認める。

効果

外国人起業家等の更なる受入れの促進。

規制改革の概要

現行



追加

